

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十二号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二百二項事務の欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十八条第二項の規定による証明

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。